

平成29年12月20日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**代表取締役が取締役に降格した場合の退職金**
—東京高裁、平成29年7月12日、損金算入を否認したケース—

東京高裁は平成29年7月12日、代表取締役が取締役に降格した際支給した役員退職金が損金算入できないとして、損金算入を求めた会社側の請求を棄却しました。これに対し会社側は最高裁に上告しました。

◎本来の役員退職金

役員退職金は、その支給額が不相当に過大でなければ（今回のこの点については問題ないものとして取り上げません。）損金算入できるのが原則です。

◎「分掌変更」に伴う役員退職金

また、役員が実際に退職しなくとも、代表取締役が取締役に降格し、給与が50%以上減少する等、役員としての地位・職務内容が激変し（「分掌変更」）、「実質的に退職したのと同様の事情」にあると認められる場合に支給されるものであれば、役員退職金として損金算入が認められます。

◎今回のケース

X社は平成23年5月30日の株主総会・取締役会で代表取締役Aを降格させ取締役に再任し、営業部長のBを新たな代表取締役に選任し、元代表取締役Aの報酬を月額205万円から75万円に減額し、新代表取締役Bの報酬を月額85万円とする旨を決議しました。同時にこの元代表取締役Aの「分掌変更」に対し5,600万円の退職金を支給する決議をし、同年6月15日に支給しました。同年度の法人税申告でこの退職金を損金算入しましたが、国側は退職金の損金算入を否認し、訴訟となり現在に至りました。

◎争点・ポイント

東京高裁は代表取締役の退任、報酬の50%以上の減少にもかかわらず、以下の認定事実から元代表取締役AはX社の経営判断に関与し、対内的にも対外的にも経営上主要な地位を占め、「退職と同様の事情」にあったとはいえず、当該5,600万円は「分掌変更」に伴う退職金には該当しないと判断しました。

- ・BはAが2年間はX社に常勤することを条件に代表取締役就任を承諾・・・Aが経営に関与し、Bの経験不足を補うことが予定されていた。
- ・Bは案件ごとに、Aに確認を求め、隣席で執務し、共同で経営に当る執務環境を整備・・・Aは、X社の経営についてBに対する指導と助言を行い、相談役として経営判断に関与していた。
- ・AはX社の幹部が集まる代表者会議に出席し、欠席した会議についても議事録の回付により経営内容の報告を受けて助言や指導を行っていた。
- ・AはX社の資金繰りに関する窓口役を務め、主要な取引先の銀行から実権を有する役員と認識されていたほか、外出で不在の多いBに代わって、対外的な来客への対応を行っていた。